

2 昭和五十七年八月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年八月三十一日政令第二三六号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五十八年一月二日政令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、老人保健法の施行の日（昭和五十八年二月一日）から施行する。

附則（昭和五十八年八月二三日政令第一八九号）

1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

2 昭和五十八年八月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年三月一七日政令第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

附則（昭和五十九年九月七政令第二六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

附則（昭和六〇年一月二二日政令第一号）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条から第七条までの規定及び次項の規定は、昭和五十九年六月一日から適用する。

2 昭和五十九年五月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年六月二五日政令第一八八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで、第十一条及び第十二条の規定、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定並びに次項の規定は、昭和六十年六月一日から適用する。

2 昭和六十年五月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一二月二四日政令第三二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月二八日政令第五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年五月二七日政令第一七三三号）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条から第七条まで及び次項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 昭和六十一年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月二日政令第一九〇号）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条から第七条まで及び第十二条並びに次項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

2 昭和六十二年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月二四日政令第一五七号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで及び第十一条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条並びに次項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 昭和六十三年三月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る死亡一時金の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年一二月二二日政令第三四〇号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の予防接種法施行令第五条から第七条まで、第十一条及び